公的年金制度は通算可能

国民年金の老齢年金を受けるためには、一定の期間、国民年金に加入していなければなりません。国民年金に加入できるのは二十歳から六十歳になるまでの四十年間ですが、このうち二十五年以上保険料を納めなければ（免除期間を含め）、老齢年金を受給する資格がありません。

なお、支給開始は六十五歳からですが、希望によっては六十歳以上から繰り上げて受けることもできます。

通算老齢年金

国民年金に加入している人が会社に勤めるようになると、厚生年金に加入します。逆に会社をやめると、国民年金に加入します。この場合、国民年金だけでは二十五年の資格期間を満たせないこともあります。このようなときは、国民年金とほかの年金（厚生年金や共済組合）の加入期間を合計して二十五年以上になれば「通算老齢年金」を受給できます。従って、国民年金の加入期間が短くても、その間に払った保険料がむだになるということはありません。

短縮される老齢年金の資格期間

生年月日	受給資格期間
大正5年4月1日以前	10年
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

危険!!犬の放し飼い

最近、犬に関する苦情が多くなっています。今年は降雪が多く、犬の散歩が大変なせいか、犬を毎晩放す人が多くなっています。

また、犬も除雪した道しか歩けないなど、人と会う機会も増え、人が犬にかまれるなど、非常に危険な状態になっています。犬は必ず〝つないで飼う〟か〝囲いの中で飼う〟ようお願いします。

■犬を飼うときの注意

♡放し飼いはいけません

よその家の庭や畑を荒らしたり、人にかみついてケガをさせたりすることがあります。絶対にやめましょう。

♡犬をつないで飼うとき

家人におとなしい犬でも外来者には攻撃的になります。けい留場所は他人に迷惑や危険をおよぼさないよう十分気を付けてください。

♡犬が行方不明になったら

放しておいたり、迷い犬になったりすると捕獲されることがあります。行方不明になったら、すぐに市役所環境整備課（☎4－八三三七）または新津保健所衛生課（☎2－五一七一）へご連絡ください。

労働金庫では、「中小企業従業者災害対策資金貸付」制度を行い、雪害関連対策資金（雪おろしや家屋補修費など）の融資を三月十九日まで受け付けています。

59年豪雪に伴い 労金で災害対策資金を融資

□貸付対象…中小企業従業者、雪害対策本部が設置された市町村に居住する勤労者（新津市は二月六日に雪害対策本部を設置しました）

□貸出額…十万～三十万円

□金利…年六・〇％

くわしいことは労働金庫新津支店（☎3－〇一一五）へお問い合わせください。

支給要件の特例

加入期間が二十五年必要というのは、昭和五年四月二日以降に生まれた人の場合です。それ以前に生まれた人の場合は、生年月日に応じて上の表のように資格期間が十年から二十四年に短縮されています。昭和三十六年四月一日（国民年金の保険料納入開始）以後に、表の期間を満たしていれば（保険料を納めた期間がある場合）、通算老齢年金も受給資格があります。

国民年金保険料納付を忘れずに

国民年金加入者の皆さん、月々の保険料はきちんと納めていますか？　未納にしておくと、老後の大きな支えである老齢年金や万一のときの所得保障である障害年金、母子年金などが受けられないことがあります。保険料を納めることができない場合は、免除の手続きをして追納をするようにしましょう。

免除期間は、保険料の納付済期間と同じように取り扱われるので、不幸にして障害者や母子家庭となったとき、免除期間があったとしても障害年金を受けることができます。

しかし、老齢年金（通算老齢年金）については、免除期間についてだけ保険料を納めた場合の三分の一の年金額に計算されます。免除を受けていれば万一のときでも安心ですが、免除期間があるということでその期間についてだけ保険料を納めた場合の三分の一の年金額に計算されるのは、ちょっと考えものです。

生涯にわたって受け取る大切な年金です。満額年金を手にしていただくため、生活が安定し、少しでも家計にゆとりができたら一か月でも二か月でも「追納」をするように心掛けましょう。

お買物、ご用命は市内で

みなさまのメガネの相談室
メガネの Ⓝ 野本
新津市本町3丁目（時計店となり）☎ 2-2556(代)

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理　〈月曜日休診・急患随時〉
ニイツ動物病院
獣医師　白杉友義・獣医師　白杉多恵子
新津市本町2丁目7番21号　☎2-5976・4-6262
（総合結婚式場「一楽」より五泉方面へ200m左側）